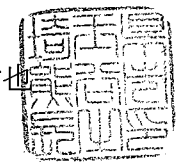
熊谷市告示(乙)第２３２号

熊谷市自転車等放置防止条例（平成１７年条例第２３号）第８条の規定に基づき、当該自転車等の保管を次のとおり告示する。

令和８年１１月４日

熊谷市長　小林　哲也



１　保管を始めた年月日及び保管場所

保管開始年月日　　令和８年１１月４日

保　管　場　所　　熊谷市伊勢町１６番地２
伊勢町撤去自転車保管場所

２　熊谷市自転車等放置防止条例施行規則（平成１７年規則第２８号）第５条の規定により告示すべきほかの事項

別紙のとおり

自 転 車 等 保 管 台 帳

番号	撤去保管 年 月 日	放置 場所	自 転 車 の 表 示			返 還 年月日	備 考
			種別	所有者等の住所、氏名又は車体番号等	登 録 番 号		
1	R 8 ・ 11 ・ 4	4	自	SWJ030807	23埼231223614		
2	R 8 ・ 11 ・ 4	6	自	K5GK92831	22埼221408390		

放置場所				
	1 熊谷駅南口ロータリー	2 くすりのセイジョー前	3 ティアラ２１前	4 駅北口喫煙所周辺（旧松屋前）
	5 ニットーモール前	6 駅北口トイレ付近	7 みずほ銀行前	8 １７号歩道橋付近